

令和2年第5回玉城町議会臨時会会議録

- 1 招集年月日 令和2年11月30日(月)
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和2年11月30日(月)(午前9時00分)
- 4 出席議員 (13名)

1番 福田 泰生	2番 渡邊 昌行	3番 谷口 和也
4番 津田久美子	5番 前川さおり	6番 山路 善己
7番 中西 友子	8番 北 守	9番 坪井 信義
10番 奥川 直人	11番 山口 和宏	12番 風口 尚
13番 小林 豊		
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 田村 優
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
生涯教育課長 平生 公一	地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊
生活環境室長 山口 成人	地域共生室長 中西扶美子	監査委員 中村 功
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同書記 宮本 尚美	同書記 村井 摩耶
--------------	-----------	-----------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名

5番 前川さおり 君
6番 山路 善己 君
 - 第2. 会期の決定について 1日間
 - 第3. 議案第82号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第4. 議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第5. 議案第84号 工事請負契約の締結について(伊勢市消防署玉城出張所新築工事)

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) ただいまの出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第5回玉城町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会も新型コロナウイルス感染拡大防止措置を取らせていただきます。会議中もマスクの着用を義務づけ、感染防止のため発言の際も外すことのないようお願いいたします。また、長時間の密室での会議を避けるため、1時間に1回、15分程度の休憩を挟みます。十分な換気を行うこととします。なお、ソーシャルディスタンスの確保のため、各議員の席と席との間隔を離しておりますので、マイクの設備のない席がございますので、質疑の際は質問席にてお願いいたします。本来、議場、委員会室での飲食は禁止しておりますが、感染防止のため水分摂取を許可いたしますので、適宜水分の補給をお願いいたします。

なお、傍聴に関しましては、傍聴者の健康を守る観点から受入れをしてきませんでした。感染の長期化が予想されますことから、十分な感染防止対策を講じ、本臨時会から通常どおり受入れを行います。

議員各位におかれましては、会議時間の短縮、円滑な議事運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たり町長から臨時会招集の挨拶があります。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 令和2年第5回玉城町議会臨時会開会に当たりまして、挨拶を申し上げます。

議員の皆さん方には、コロナ禍の中にも町内の協会や団体の活動あるいは先般からの防災訓練、自主防災組織の交流会等、積極的にご参加をいただき、盛り上げていただいております。厚く御礼を申し上げます。次第でございます。

今日は、ご案内のとおり、国の人事院勧告に基づく玉城町の給与条例関係の一部改正についての提案をさせていただきます。さらに、計画を進めさせていただいております伊勢消防署玉城出張所の入札を執行いたしましたので、法に基づきますところの工事請負契約の締結の提案をさせていただくということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

5番 前川さおり 君

6番 山路 善己 君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（山口 和宏） 次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎日程第3 議案第82号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

○議長（山口 和宏） それでは議題に入ります。

日程第3、議案第82号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第82号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、国の人事院勧告を考慮し、一般職員の給与改定において期末手当の支給月数が引下げ改正されたことに伴い、町長、副町長及び教育長についても同様の措置を講じたく、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

8番、北守君。

○8番（北 守） 8番、北。

議長の許可を得ましたので、議案第82号につきましては、町長及び三役の減額ということで、これは従来どおりの人勤に基づいてということなんですが、議案としてこれが既に出ておりますけれども、この中で去年は期末手当を人事院勧告によって上がったわけなんですが、今回は下がるということで、据置きないし上げるということは考えられなかったと思うんですけれども、さらに0.5以下に下げていくという、そういうお考え

はなかったのか。これ三役というのは特別職ですので、独自に決めていただいても結構やと思いますので、そういう点いかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今ご質問のとおり、そういう考え方をもちませんで、人事院勧告どおりの改正というふうなことで提案をさせていただいた次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番、北守君。

○8番（北 守） 私も経験上といったら失礼ですけれども、昭和45年以降、もう半世紀、50年余りこの形態で、度会郡内、恐らく同じような三役はこういう率で推移してきたということで、慣例ということで了解したわけなんですけど、今後コロナ禍ということもありますけれども、例えば玉城町の三役の報酬が近隣の状況に応じて不均衡が生じた場合は、月数を変更するという、そういうお考えがあるかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今後のことのご質問でございますので、こうしたものにつきましては報酬等につきましては、やはり玉城町の状況をはじめ近隣の市町との均衡というふうなこと、そうしたことを考慮しながら、場合によっては報酬審議等もお願いをしながら考えていきたい、こんなふうに思っています。

以上です。

○8番（北 守） ありがとうございます。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

13番、小林豊君。

○13番（小林 豊） 確認も含めて質問したいと思います。

12月においては0.05%ということで間違いないと思うんですけども、第2条の6月、12月につきましては0.025%ということで間違いないと思うんですが、これはただ通常でしたら人事院勧告が9月ぐらいに出てくると思いますよね。そうすると、第2条にある12月というのは、今後また変わる可能性というのはあるのかなのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長、中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長、中西。

ただいまのご質問でございますが、今年度の期末手当については0.05月、12月で引下げをするということで、2条の内容でございますが、今0.025月ずつというお話、これは来年度6月または12月の賞与で、それぞれ0.025引き下げるといような内容でございます。

○議長（山口 和宏） 13番、小林豊君。

○13番（小林 豊） そうすると、来年度また人勧によって変わるという可能性はあるということでしょうか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長、中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長、中西。

先ほどお尋ねの内容につきましてでございますが、0.025月になるというのは、来年4月1日に施行するということになります。したがって、それ以降にまた人勧が出るようであれば、また見直しをかけていきたいということを考えております。

○議長（山口 和宏） 13番、小林豊君。

○13番（小林 豊） すみません。最初にパーセントと言ってしまいまして、か月ということで訂正したいと思います。

以上です。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第82号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（山口 和宏） 次に、日程第4、議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本議案は、10月7日及び28日に掲出されました令和2年の人事院勧告に基づき、本町においても職員の給与等について条例の一部改正を行い、国の法律に準ずる措置を行いたく、所要の改正を行うものであります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案につきましても、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、質疑を行います。発言を許します。

6番、山路善己君。

○6番(山路 善己) 6番、山路。

今、玉城町は国からの交付金として9月の定例会までに24億2,100万円給付されております。これは当初予算59億7,100万円に対する約4割です。つまり通常の仕事をしなから4割も、職員の皆さんに新型コロナ対策のための玉城町民のための仕事をしてもらっているわけです。そういった中で期末手当を低下する必要性はあったのでしょうか。1つお尋ねします。

○議長(山口 和宏) 総務政策課長、中西元君。

○総務政策課長(中西 元) 総務政策課長、中西。

ただいまの質問でございますが、やはり人事院勧告がなされておるといったことで、それに準じた措置をしたというようなところでご理解賜りたいと思います。

○議長(山口 和宏) 6番、山路善己君。

○6番(山路 善己) 人事院勧告に準拠したということで、それは分かりました。

それで、ご承知のように、皆さん職員さんの年収は全国でも下のほうです。そして三重県下を見ても下のほうに位置します。そういった中で通常の仕事をしなから、金額ベースで約1.4倍仕事をしてもらう、これに対して減額の条例の上程ですけれども、町長の心の中に、このような状況の中で本当はしたくないんやけどなとか、本当に一生懸命やってもろうとるのに何とかなるもの何とかならない、しかし人事院勧告だから仕方ないと、何か要するに職員さんを思いやる気持ち、ほんの1%でも心の隅にあったか、少しでもよぎったか、ちょっとお尋ねします。

○議長(山口 和宏) 町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) ご質問からこのコロナの感染症対策の国からの臨時交付金をはじめとするところのいろいろな諸事務は、末端の市町が関わって職員が担当させていただいておるといことでご理解をいただいのご発言でございますけれども、やはり人事院勧告そのものが毎年毎年こうして官民格差をどう捉えて公務員の給与を考えていくのかというふうな制度でございますから、そうしたコロナで大変な一般の皆さん方が影響を受けておるといふうなことを考慮しながら、町といたしましても職員の給与も今回はこうして勧告に基づいて下げていくべきだろうといことで勧告がなされておるわけ

でございますから、それに準じて玉城町といたしましても、改正をしていきたいと、こんなふうに思っています。これからも大変ご苦勞なさっておられる町の皆さん方もおいででございますので、そうした皆さん方と一緒に何とか克服できるように頑張っていきたいと、こんなふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番、山路善己君。

○6番（山路 善己） 町長、私の質問はそういったことはよく分かっているんです。そして、上程するに当たって、少しでも本来なら1.4倍仕事もやってもらえるから、できることなら現状のままのボーナスでやってもらいたいと、そういった気持ちが心の隅にほんの1%もあったかどうか、全くゼロであったか、それを聞いて尋ねているんです。ほんの少しでもあればある、全くなければなしで答えてください。

○議長（山口 和宏） 町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） やはり町の職員の給与、私たちの報酬等につきましては、あくまでも国に準拠すると、こういう考え方で制定がなされているわけでありますから、あくまでもそれに基づいての格付けをしていくということを変えてはならないというふうに思っています。

以上です。

○議長（山口 和宏） 他にございませんか。

○6番（山路 善己） 議長、答えになって……

○議長（山口 和宏） もう質疑が3回終わりましたので。

○6番（山路 善己） ということで、なかったということですね。質問に答えてもらえないのに、ちゃんとした、あるかないかだけで、もう帰ります。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

8番、北守君。

○8番（北 守） 8番、北。

今回の職員の0.05か月の減額については、これはもう労使の慣行によって恐らく去年も同じことでしたので、そういう流れの中で減額というふうに提案されたというふうに思うんですけれども、ご存じのように公務員の場合は期末手当と勤勉手当と二段になっておるわけですよ。今回は期末手当ということで、その仕事の業務のいわゆる勤務評定に係るところは勤勉手当だと思うんですけれども、期末手当の部分は一律に0.05減額ということで、今回出されたんやと私は思っておるんですが、今回、町職員全体で減額される総額というものが幾らになるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長、中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長、中西。

この職員の減額でございますが、一般職員でございますが、これは一般会計、特別会計、また企業会計を含めての人数というところでお示したいんですが、全272名が対

象となっております。それをそれぞれ0.05月ずつ引き下げるということで、その金額といたしましては251万円余りの減額ということになります。

○議長（山口 和宏） 8番、北守君。

○8番（北 守） 251万円ということで、額に絞ってみればかなり大きな額になるんですけども、ここで一般職の給与条例の改正ということですけども、対象の職員というのはどのあたりまで対象になっておるのか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長、中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 総務政策課長、中西。

今回の対象となる職員でございますが、正規職員のみということになります。したがって、任期付職員、再任用、また会計年度任用職員については、今回の条例の対象になっておりません。

○議長（山口 和宏） 8番、北守君。

○8番（北 守） 会計年度任用職員さんは対象外、それからこれ条例にも出ておったんで、再任用の方もこの適用から除外ということで理解してよろしいですね。それでもう三度目になってしまいますんで、251万円を特定財源という言い方は不適切かもしれませんが、いわゆる今コロナ禍で全国でたくさんの方が苦しんでおられるということを考えて、今回の人事院勧告は出されたもんやと思いますので、玉城町としてもこのお金をできればコロナ対策、第3波が来ておりますけれども、していただけるという方向でお願いしたいと思います。これはお願いです。

以上です。

○議長（山口 和宏） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番、山路善己君。

○6番（山路 善己） 6番、山路。

議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、新型コロナ対策費用として24億円もの補正予算が組まれました。これは当初予算59億7,000万円に対し、4割増しの金額です。新型コロナの影響で不利益を被っている玉城町住民の皆様のために、少ない職員数で4割も増えた業務を、通常の業務をしながら今やってもらっているのです。そのような環境の中で頑張っている職員さんに対し、人事院勧告とかで期末手当の減額などしなくてもよいと考えます。

ちなみに、人事院とは国家公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び国家公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立第三者機関として設けられている

のが人事院です。その仕事は人事管理とか、人材の確保、育成に関して採用試験、任命の基準の設定や研修等を実施することです。ほかにも幾つかありますが、その中の一つとして給与等の勤務条件の改定等について国会及び内閣に勧告するというものがあります。人事院勧告は国家公務員には適用されますが、地方自治体はそれぞれの自治体に合った措置を取ればいいことです。全国の自治体の中で、給与等を上げる勧告があったときでも、それぞれの事情に合わせて上げるのを見送った自治体があるのも事実です。ですから、玉城町は今現状を踏まえ、勧告を適用するのは好ましくないと考えます。

先ほど当初より4割増しの仕事量が増えたと申しましたが、本年5月27日に政府は新型コロナウイルス対策追加で、事業規模を総額233兆9,000億円とする方針を固めたとの記事がありました。それにより、玉城町は今交付金により、令和2年度一般会計当初予算59億7,100万円のところ、9月定例会の第7号補正で当初予算より24億2,100万円、約40%増え、83億9,200万円の予算となっております。毎年補正はありますが、今年度のようにこれほど大きな補正金額ではなく、それに伴う仕事量が大きく増えることはまずなかったと思います。今回は24億2,100万円増という当初より4割増えたほとんどは、新型コロナウイルスに対する玉城町住民皆様のためのものです。その中で人事院勧告とかで期末手当を減額するということはおかしな話で、減額する理由は全くありません。

人事院勧告と玉城町職員さんの年収とは直接ございませませんが、反対の理由の参考に述べさせてもらいますと、玉城町職員さんの年収は三重県下29の自治体の中で、下から2番目の28番目なのです。三重県で職員さんの年収が一番多い自治体、某市との差は170万116円もあります。そして三重県の町の中で年収の一番多い某町との差は、139万8,708円の差があります。約140万円の差です。ちなみに玉城町と隣接する伊勢市さんを除いた度会町、多気町、明和町さんの中で一番年収の多い某町とは、78万5,516円もの差があります。

このように、三重県下29の自治体の給与、期末手当等を調べますと、調べれば調べるほど、玉城町の職員さんは、決して多くない給与で、よく働いてくれているのが分かります。年収が少ないから期末手当を減額するのに反対するものではありません。このような年収にかかわらず、また少数精鋭と言っていますが、少ない人数で4割も増えた業務を、通常の業務をしながら働いてくれているのに減額することない、そういった考えから、反対するものです。

補正で増額された24億2,100万円という金額のほとんどは、新型コロナウイルス対策費用で、全て玉城町住民の皆様のためのものです。住民の皆様も今申しあげましたことに対して、十分ご理解いただけるものと信じております。

以上の理由によりまして、議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてに対して反対します。

反対討論を終わりますが、24億円の補正を承認したのは私たちです。今申しあげました反対理由を十分考慮の上、採決に臨んでいただきたいと思っております。どうぞよろしくお

願います。

○議長（山口 和宏） ほかに賛成討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○議長（山口 和宏） 挙手多数です。

したがって、議案第83号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第84号 工事請負契約の締結について（伊勢市消防署玉城出張所新築工事）

○議長（山口 和宏） 次に、日程第5、議案第84号 工事請負契約の締結について（伊勢市消防署玉城出張所新築工事）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長、辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 議案第84号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

本議案は、令和2年度 第41号 伊勢市消防署玉城出張所新築工事について、11月25日、一般競争入札を執行した結果、株式会社山口工務店と請負代金2億1,450万円で請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、防災対策室長から説明をいたさせます。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長、見並智俊君。

○防災対策室長（見並 智俊） 防災対策室長、見並。

それでは、議案第84号の補足説明を申し上げます。

議案第84号資料をご覧ください。

なお、工事図面につきましては、9月定例会前の全員協議会で配付をさせていただきましたので、添付を省略させていただきます。ご承知おきください。

工事名につきましては、令和2年度 第41号 伊勢市消防署玉城出張所新築工事でございます。

工事場所につきましては、玉城町佐田地内の佐田2号公園内でございます。

工期につきましては、議会の議決の日から令和3年8月27日までとしています。

入札につきましては、去る11月25日、一般競争入札により実施をいたしました。落札業者は、三重県伊勢市浦口2丁目9番25号、株式会社山口工務店、代表取締役山口毅で

ございます。

請負金額は、消費税及び地方消費税を含め2億1,450万円で、設計金額2億5,038万900円に対します請負比率は85.7%でございます。

なお、入札結果にも示すように、最低価格業者2社により、くじで決定をいたしております。

また、品質確保の観点から、最低制限価格を設定いたしております。

工事の概要につきましては、鉄骨造2階建てで、建築面積は482.10平方メートル、1階の延床面積は455.95平方メートル、2階の延床面積は306.00平方メートル、総延床面積は761.95平方メートルでございます。

なお、入札結果につきましては、記載のとおりであります。

以上、簡単ではございますが、補足説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。

本案につきましても、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略いたします。

これから本案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、本案についての質疑を行います。発言を許します。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 質疑なしと認めます。

以上で本案に対する質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（山口 和宏） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（全 員 挙 手）

○議長（山口 和宏） 挙手全員です。

したがって、議案第84号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、令和2年第5回玉城町議会臨時会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(山口 和宏) 異議なしと認めます。

これで令和2年第5回玉城町議会臨時会を閉会いたします。

閉会に当たり、町長、挨拶を願います。

町長、辻村修一君。

○町長(辻村 修一) 閉会に当たりまして、お礼の挨拶を申し上げます。

臨時会に提案の全ての議案について承認を賜りました。厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、この半月の間に国内の新型感染症の方が倍に増えてきたと、こういうことをございまして、医療体制への負担が大変大きくなってきているという状況でございまして、より感染拡大を防止するために教科対策を取らなきゃいかんという動きになっておるわけでございまして、町におきましても町の皆さん方に対しまして、一層の予防についてお願いを申し上げていきたいと思っています。

議員の皆さん方におきましても一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 臨時会閉会に当たり、一言ご挨拶させていただきます。

先ほど来、町長のほうからもお話がありましたように、本当にこのところ全国的にも2,000人を超えるというような感染拡大が進んでおります。

また、本当に不要不急の外出は控えていただき、また議員各位におかれましても議員活動を積極的に推進していただくのは結構ですけれども、3密、またマスク着用、ソーシャルディスタンスを取っていただき、行動していただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

また、もう来週になると、12月定例会もお世話になるわけでございます。お体のほうには十分ご留意いただき、活動のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これで一言とさせていただきます。

本日はご苦勞さんでございました。

(午前9時40分 散会)